

第5章 緊急時の対策

5. 1 事故の未然防止

- (1) 収集・運搬を行う場合には、収集・運搬中の事故等の未然防止に努めなければならない。このため、微量 PCB 汚染廃電気機器等の取扱いに十分留意し、漏洩防止等、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 収集・運搬を行う場合には、運搬車及び積替え・保管施設に予め応急措置設備・器具を備えておく必要がある。

【解説】

- 1 収集・運搬を行う場合には、微量 PCB 汚染廃電気機器等に関して積込み、積下し等の作業、積替え・保管、運搬中の事故又は火災等により、生活環境への影響又は従業員等の健康被害が生じないように、これらの事故等を未然に防止することが重要である。このため、本ガイドラインに従い、微量 PCB 汚染廃電気機器等の取扱いに十分留意するとともに、以下の措置を講じることが必要である（第2章 収集・運搬 参照）。
 - ①漏洩防止措置
 - ②揮発防止措置
 - ③高温にさらされないための措置
 - ④腐食防止措置
 - ⑤火災防止措置
 - ⑥盗難・紛失の防止措置
- 2 運搬車を運転する者は、ハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、運搬中の微量 PCB 汚染廃電気機器等に衝撃を与え、又は、微量 PCB 汚染廃電気機器等を転倒させるなどにより微量 PCB 汚染廃油が漏洩しないような速度と方法で運転しなければならない。収集・運搬を行う場合には、運行管理者等は、運搬車を運転する者に対して、安全運転を行うよう指導しなければならない。
- 3 収集・運搬を行う場合には、収集・運搬中の事故等による微量 PCB 汚染廃油の流出、微量 PCB 汚染廃電気機器等の火災等の被害を防止するため、運搬車及び積替え・保管施設に保護具、吸収材、土砂、消火器等の応急措置設備・器具を常備する必要がある。常備しておく応急措置設備・器具リスト（例）を表5. 1に示す。
- 4 消防法の危険物に該当する微量 PCB 汚染廃電気機器等を指定数量（第4類第3石油類にあっては、2,000L）以上保管し、又は取り扱う場合は、消防法の許可を受けた危険物施設で行わなければならないが、施設によっては、消防法規則の定めるところにより、当該事業場に自衛消防組織を置き、防火管理者を定め、消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備の整備等、防火管理上必要な業務を行なわせなければならない場合もあることに留意する。また、指定数量以上運搬する場

合には、危政令の定めるところにより、消火設備を備えなければならない。

表5. 1 運搬時に携行する応急措置設備・器具リスト(例)

種 類	応急措置備品
保護具	耐油性手袋、長靴、保護メガネ等
流出・飛散防止用具	吸着マット、吸収材、ウエス、土砂等
回収用具	シャベル、容器等
消火設備	粉末消火器、二酸化炭素剤消火器等
連絡設備・器具	電話（携帯電話・PHS）
緊急時対応マニュアル等	緊急時対応マニュアル 緊急連絡先一覧表

5. 2 緊急連絡体制

- (1) 収集・運搬を行う場合には、収集・運搬中の事故等緊急時における関係者への連絡先を予め確認しておかなければならない。
- (2) 収集・運搬を行う場合には、緊急時における連絡先及び収集・運搬従事者が対処すべき事項を記載した緊急時対応マニュアルを携帯しなければならない。

【解説】

- 1 収集・運搬を行う場合には、収集・運搬中の事故等緊急時に関係者に対して速やかに通報し、その被害及び影響を最小限とするための対策が講じられるよう、予め都道府県等の担当部局、消防署、警察署等、必要な緊急連絡先を確認しておかなければならない。図5.1に緊急連絡網（例）を示す。

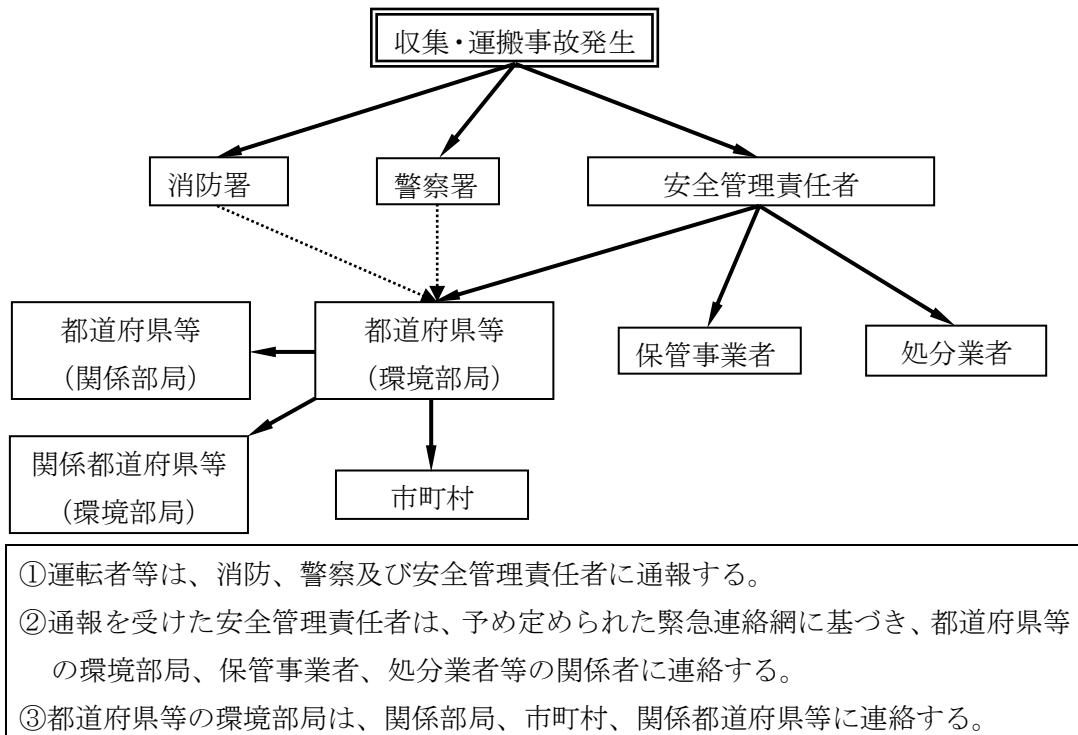


図5.1 緊急連絡網（例）

- 2 安全管理責任者は、事故等の緊急時における連絡先、被害を防止するために必要な措置を記載した緊急時対応マニュアルを定めるとともに、収集・運搬従事者は、当該マニュアルを携行することが必要である。表5.2に緊急時対応マニュアルの例を示す。緊急時対応マニュアルの作成には、(社)日本化学工業協会のイエローカード(PCBは指針番号171)も参考になる。イエローカードとは、化学製品の輸送時に発生した事故に対する措置、連絡通報事項等を明記した書面である。

5. 3 緊急時の措置

収集・運搬を行う際に緊急事態が発生した場合には、緊急時対応マニュアルに基づき、必要な応急措置、環境調査を行わなければならない。

【解説】

1 緊急時の措置は、対応マニュアルに基づき、以下のとおり行うものとする。

①関係機関への通報等

- 1) 収集・運搬従事者は、運搬車を安全な場所に止め、又は、作業を中止し、直ちに応急措置（吸収材、消火剤等で現状に応じた流出防止措置、初期消火を行う。）を講じて、付近の者に警告を行うとともに、消防署、警察署及び緊急連絡先（安全管理責任者）に通報、連絡し、その指示に従う。
- 2) 緊急連絡を受けた者（安全管理責任者）は、都道府県等に連絡を行う。
- 3) 収集・運搬従事者は、付近に関係者以外が立ち入らないようにし、緊急時対応マニュアルに基づき応急措置を行うとともに、消防、警察が現場に到着した場合には、当該マニュアル、微量 PCB 汚染廃電気機器等を取り扱う際に注意すべき事項を記載した文書等携行書類を消防、警察に提示する。
- 4) 特に微量 PCB 汚染廃油が公共用水域や土壌等に流出し、又は PCB が大気に放出された場合には、収集・運搬従事者は、直ちに引き続く微量 PCB 汚染廃油の流出を防止するための応急措置を講ずるとともに、緊急連絡先を通じて都道府県等に連絡を行い、その指示に従う。

②流出・拡散の防止

- 1) 収集・運搬従事者は、流出・拡散の状況に応じた保護具（保護眼鏡、保護マスク、耐油性ゴム手袋等）を着用し、流出した微量 PCB 汚染廃油を吸着マット、吸収材、ウエス、土砂等に吸収させ、又はウエス等で拭き取り、密閉できる容器に回収し保管する。
- 2) 微量 PCB 汚染廃油が付着したものは、微量 PCB 汚染物として適切に処理する。

③消火

- 1) 積載又は設置している消火設備を使用し、消火する。
- 2) 消火用泡等は、流出を防止し、後で適切に処理する。

④環境調査

微量 PCB 汚染廃油が公共用水域や土壌等に流出し、又は PCB が大気に放出された場合には、その原因者は、必要な周辺環境調査（大気、水質、地下水、土壌等）を実施する。